1995年12月18日発行

村尾光子の みなみかわち 町議会報告（第８４号）

発行者：村尾光子（Tel&Fax：44-5418）
連絡先：南河内町祇園５丁目１１番３号

緊急報告 —— これでいいのか？

議会はチェック機能を放棄！！

—— １００条委員会設置案を否決、議会の尊厳を自ら汚す！ ——

１２月１３日より第４回定例会が開かれました。今任期最後の定例会です。

１１月３０日付けの各新聞は一斉に『吉田東小学校給食室・ランチルーム建築設計に関して談合疑惑で設計業者2人を逮捕』と報じ、私達町民に大きな衝撃を与えました。その後にも『他施設にもうわさ絶えず』と中央公民館東分館設計や第2中学校建築についても談合疑惑があるかのように報道されました。

そこで、１３日には調査特別委員会を設置して議会としても調査することを提案しましたが、甚だ残念ながら否決されました。

こんな議会で良いのだろうか？多くの方に議会の実態を伝えたく、これまでたまっている分は後回しにして、事の次第を大急ぎでお知らせします。

毎日新聞　H7.12.14

百条委設置せず
談合疑惑で南河内町議会　傍聴席から、ため息

南河内町が町立吉田東小の給食室増改築工事に伴い業者に発注した設計委託を巡る談合事件や町立第二中の入札疑惑問題などで、十三日開かれた同町議会に、疑惑を解明するための地方自治法百条に基づく調査特別委の設置を求める決議が提案された。しかし、賛成少数で不採択に。傍聴席からは、疑惑解明にはほど遠い結果にため息が漏れた。

この日開会した町議会は、来年三月に議員の任期が満了するため最後の論戦の場。伊沢栄一氏（無所属）と村尾光子氏（同）が、談合事件や町中央公民館東分館の指名業者が一夜で変更された理由について質問した。これに対して坂本信亥町長は「談合事件は誠に残念。業界の一端を再認識し反省させられた。（公民館東分館の）コンペについては、関係職員で内定し最終的に決済を受けて内定後、外部に漏れたので変更した。私の不徳の致すところ」と釈明した。

一般質問に続いて、村尾氏から議員提案で「中央公民館東分館設計委託と第二中建設工事入札」の調査に関する特別委設置を求める議案が提案された。しかし、採決の結果、出席議員のうち議長を除いた十六人中四人の賛成しかなく、不採択と決まった。

議会を傍聴した主婦（六二）は「責任を負わないのに驚いた。みんな利害がつながっているのではないか。町議選があるので人気取りにもなるのに、それができない」と残念そう。別の女性も「こんな議会聞いていられない。席を立ちたかった。後はマスコミと司直の手にゆだねるしかない」と怒りをあらわにして話した。

★一連の新聞報道を読み、町公共施設建設に関して何か釈然としないものを感じました。議会はきちんと調査し事実を解明して、事務処理に問題点があれば改善させるべきと考えました。調査の結果、何ら手落ちがなければそれなりに信頼が得られると思われます。2名の賛成者が得られましたので、定例会招集日前日に、地方自治法第100条に規定された特別委員会設置の決議案が提出できました。

提出した文書は下記の通り。また、提案理由説明に際しては、右の文面で行いました。

賛成者：早川 進・伊沢栄一
小池勝一・村尾光子
（敬称略、飯野議員は午後欠席）

先月末、町公共施設建築設計に関して談合があったとして２設計業者が逮捕されたとの報道は、私達住民には大きな衝撃でありました。その後の新聞によりますと、談合のうわさが絶えないと中央公民館東分館設計や第２中学校建築についても疑惑があるかのように言及されていました。町の行政運営は公正になされているのだろうか、と不安を感じている町民の声を数多く聞いております。

談合は業者間の問題でありますが、発注が地方公共団体たる町であるなら当然道義的な責任があります。町の事務手続きに何ら手落ちがなかったのか、事実を解明し、不適正な処理があればそれを改善させるのが私共議会の役割であります。そのことこそが、目下の住民の不安や不信を払拭し、行政への信頼回復を得る手だてと思います。

思い返せばＨ５年第２回臨時会での第２中学校新築工事請負契約締結に際しての審議では、『入札前に落札者が決まっているとの町民の声があるが』との同僚議員からの質疑がありましたが、議会としては黙認し、この契約には同意した経緯があります。この第２中学校のことが今頃になって新聞沙汰になるとは、当時は予測もつかなかったことでありますが、その時何らかの調査等をしなかったことは事実であります。議会人として真摯に反省すべきと考えます。

過日１２月６日には、この数年間の建築関係の書類が警察に参考資料として提出されており、またＨ４年から７年までの議事録も提出してあるとの報告を受けましたので、警察の捜査対象は広範に及んでいるとも推測されます。談合疑惑があるならいずれ司直の手により解明されるものと期待されますが、議会としては、行政執行上の真相や実態を明らかにすべきであり、そのため地方自治法第１００条による特別委員会を設置して調査することを提案致します。

蛇足ながら、警察に関係書類が提出されている事件に関しての１００条委員会設置の可否について、県地方課に問い合わせたところ、「書類がなく調査が充分に尽くせない、あるいは、刑事事件として立件された時は調査を中断し司直の手に委ねるなどのことが想定できるが、基本的に警察の捜査と議会の調査は性格が異なり、特別委員会設置は法的にまた手続き上何ら問題はない」とのことでした。

議会人として町民の負託に応えるために、ぜひ議員各位のご賛同をお願い致します。

係	議事係長	議長	供覧
(印)	(印)	(印)	

平成7年12月12日

南河内町議会議長　　伊澤義雄　　殿

入札事務の調査に関する決議（案）について

上記の決議（案）を別紙のとおり地方自治法第１１２条の規定により、提出します。　今議会規則

提出者　南河内町議会議員　村尾光子（印）

賛成者　〃　小池勝市（印）

〃　〃　伊沢栄一（印）

提案理由　町発注の公共施設建築に係る設計委託に関して、談合疑惑の存在が明らかになった。他施設にもうわさが絶えないとの新聞報道もあり、町民の行政不信感が募っている。よって、真相や実態を把握し、不適正な事実があれば原因の究明と改善の方策を見いだし、住民の福祉増進のため適正な事務処理とさせるため。

入札事務の調査に関する決議（案）

地方自治法第１００条第１項の規定により、次のとおり入札の事務に関する調査を行うものとする。

記

1．調査事項
（1）中央公民館東分館設計委託事務に関する事項
（2）第２中学校建築工事入札事務に関する事項

2．特別委員会の設置
本調査は、地方自治法第１１０条及び委員会条例第５条の規定により委員１８人で構成する入札事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3．調査権限
本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を入札事務調査特別委員会に委任する。

4．調査期限
入札事務調査特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5．調査経費
本調査に要する経費は、１１万円以内とする。

（委員・参考人等の費用弁償（1700円/日）を会議3日、参考人述べ10名として積算した。）

《参考》── 地方自治法から ──

（調査権、出頭証言及び記録提出請求、政府刊行物送付、図書室附置）

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

③第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は5千円以下の罰金に処する。

④議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

⑤議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

⑩議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

⑪議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めておかなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

（特別委員会）

第110条普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

②特別委員会は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（検閲及び検査、監査請求）

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、…中略…農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

（議員の議案提出権）

第112条②…議案を提出するに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者者の賛成がなければならない。

南河内町の設計委託談合

受注調整 金で決着

他施設にもうわさ絶えず

H7.12.1 下刊

南河内町が発注した同町吉田東小学校の給食施設工事の設計委託をめぐる談合事件で、県警捜査二課と石橋署は談合容疑で逮捕した石橋町石橋、「タカオ設計」社長小池隆男(三六)、国分寺町川中子、「須藤建築設計監理事務所」経営須藤宗憲(六〇)両容疑者の本格的な取り調べを開始、一日同容疑で送検する。談合には指名四業者が参加したが、県警は話し合いで両容疑者が最後まで受注を主張して引かず、談合金の支払いという形で決着を図ったとみている。同町発注の公共工事に関しては以前から談合のうわさが絶えず、恒常的に談合が行われていたとの見方も強い。

これまでの調べによると、両容疑者は町から指名を受けた九三年十一月、別の指名業者二人と共謀。小池容疑者が須藤容疑者に談合金を提供することを条件に、三業者がタカオ設計の見積価格より高額に入札し、同社に落札させることを談合した疑い。

話し合いの中では四者とも受注を希望。しかし逮捕されなかった小山市と国分寺町の業者は、別の機会に仕事を回すことなどを条件に、金銭的な見返りなしに下り、最後は両容疑者間の調整になったという。同年十二月の落札後、小池容疑者から須藤容疑者の銀行口座に約五十万円の談合金が振り込まれた。

町は指名後、業者を一堂に集めて設計面での要望事項などを説明。指名業者はこの際、初めて自分以外の顔ぶれを知るが、談合はだれが持ち掛けるともなく自然な形で行われた模様で、談合が恒常化していたことをうかがわせている。

同町の建築、設計関係者などによると、町発注の公共工事をめぐる談合疑惑は、**数年前から浮上するようになった。両容疑者が逮捕**された同小学校の給食施設も、その一つだったという。

また同町第二中学校の建築入札では、一九九三年四月中旬、町から三十社が指名されたが、その直後には早くも業者間に、「ある三社の共同企業体（JV）で落札が決まった」との情報が流れたという。指名一カ月後の入札では、情報通りの共同企業体が落札した。

この談合情報は、町民から町に知らされたが、町側**は業者からの聴き取り調査などを実施せず、誓約書を取るだけで済ませた。指名直後の情報だっただけに、**関係者からは「指名自体がおかしかったのでは」との声がいまだに強い。さらに昨年夏完成した町中央公民館東分館建設も談合のうわさがあるなど、設計だけでなく建設業界の談合体質も指摘されていた。

下野新聞 H7.12.1

新聞報道では他にも疑惑が？...

南河内町の設計委託談合

新たに公民館コンペ疑惑

内定業者一転、容疑者に変更

南河内町が発注した同町吉田東小学校の給食施設工事の設計委託をめぐる談合事件で、**県警捜査二課と石橋署などは一日、**談合の疑いで石橋町石橋、「タカオ設計」社長小池隆男(三六)、国分寺町川中子、「須藤建築設計監理事務所」経営須藤宗憲(六〇)の両容疑者を送検した。町内では容疑事実以外にも須藤容疑者の設計**受注に絡む疑惑が浮上しており、県警も関心を寄せている。**

調べによると、両容疑者**は町から指名を受けた一九九三年十一月、小山市と国分寺町の別の指名業者二人と共謀。小池容疑者が須藤容疑者に談合金を提供することを条件に、三業者がいずれもタカオ設計の見積価格より高額に入札し、**同社に落札させることを談合した疑い。

同町の設計、建築関係者によると、三年前に行われた同町中央公民館東分館の設計業者を決めるコンペには、須藤容疑者を含む七業者が参加。町の関係課は提出された図面などから発注をA業者に内定、町幹部の了解も得たという。ところが翌日に発表された落札業者は、一転して須藤容疑者に決まったという。

県警は既に、この不自然なコンペ情報を入手しており、事実関係について詳しく調べることにしている。東分館の総工事費は約四億四千六百万円。設計料は一千数百万円とみられる。

H7.12.2 下刊

下野新聞 H7.12.2

第２中学校建築工事請負契約の審議の状況については報告Ｎｏ７５(H5.8.22発行)をご覧下さい。

★決議案提出に先立ち、一般質問では・・

―― 伊沢栄一議員、村尾の質問に答えて ――

問．中央公民館東分館設計委託について
(1)内定した設計業者が一夜にして別の業者に決定した理由は

【町長】自らも内定に参加した。内定したその日のうちに、情報が外部に漏れた。公務員として守秘義務がある。反省を求めるため替えた。
不徳の致すところと反省している。

(2)コンペ方式では関係職員で協議し事務レベルで内定した後、町長が最終決定したと理解しているが、内定結果情報が漏れることは、業者を替えなくてはならないほど重大なことか。

【町長】公務員として基礎的なことで重大な問題だ。

(3)行政執行上、重大事であるなら、『漏れた』あるいは『漏らした』ことについて、職員の服務規程上、どのような対応策を講じたのか。

【町長】自らの方針として、懲戒はあくまでも避けるべきと考えている。
職員には『指導』でやりたい。

(4)業者を変更したとき、事務局レベルでの協議はどうか。町長の一存で変更したなら、それまでの時間と労力を費やした事務協議は全く無意味になるのではないか。合理的な行政執行に反する。

【町長】翌日、教育長･助役立ち会いのもと変更した。
すべての町発注の在り方について総点検をしている。

☞何度問い直しても、納得できなかった。コンペ方式とは、数社の指名業者から条件に基づいた外観の図柄を製作提出してもらい、どれが良いか決める競技的なやり方だ。決定するには関係する担当職員が実務的なところで協議して絞り、最終決定は町長がする。だから、内定結果が『漏れた』としても、なんら問題はなく、十分説明ができることではないか。入札の予定価格が漏れる事とは全く質が異なることだ。この事が守秘義務に相当することなのだろうか？そんなに重大だったら、『指導』だけでは済まない筈だ。
不可解な思いが一層深まってしまった。

問．第２中学校建設について
(1)入札に際しての誓約書は、いつ業者から提出されるのか。

【助役】事前に全業者に対して事情聴取した。その際、噂のようなことがないことを確認した。

(2)第２中学校建設工事請負契約の審議(H5.5月)では、町長は『噂は聞いている』としながら、その年9月の一般質問では『これまで談合情報は一切ない』と助役が答弁し、町長の言葉と矛盾していた。

当時、町はどのように対応したのか。
談合情報をどのように受け止めているのか。ジョイントベンチャー組み替えや業者の指名し直し等対応策を講じるべきではないか。

【助役】第2中学校については正確な情報ではなく、単なるうわさとして匿名の通報だった。公団の関公費関連の大規模工事であり、工期が僅か10か月とのこともあり、噂だけで工事を中止する訳にはいかない。指名業者入れ替えの期間もなかった。工期内に完成しなければ子供達は路頭に迷う。

(3)設計業者について、コンペ方式を採用する際にも誓約書をとるのか。
見積もり合わせで業者決定するときの誓約書はどうか。

【助役】いずれについても誓約書はとらない。

(4)談合情報への対応策はどうか。
建設事業専門の所管課設置等役場の機構改革や専門職員養成についての考えはどうか。

【助役】業者選定要綱を改正し、ランク付けでA級業者とC級業者の組み合わせはしないように盛り込んだ。また、町には土木関係の専門職員はいるが建築関係の専門職はいない。H7年度は県技術センターに出捐金を支出し、設計などの委託ができないか協議をしている。その他については研究課題。

☞この度逮捕者が出た、吉田東小学校給食室・ランチルームの設計は見積もり合わせで決定したので誓約書はとっていない。公民館東分館はコンペ方式で設計業者を決めたから、やはり誓約書はない。そして、このときの最終決定業者は東小学校関係で逮捕された業者だ。

入札に参加する業者はすべて誓約書を提出することになっている。この書類にはどれほどの重みがあるのだろう。

12月5日に、『一町民より』とした匿名の投書を受け取った。殆どの議員に送付されたようだ。第2中学校建設について、30社の指名業者名と共に臨時議会に至るまでの経過が詳しく書かれていた。こんな情報を知らされると、真偽のほどを確かめなくてはと思う。335万円の設計委託費のために50万円の現金授受があったなら、設計費千数百万円の東分館、建築費21億3000万円の第2中学校ではどうなのか。やはり調査すべきだ。

南河内町立第二中学校

1993年

4月16日　予備指名
4月17日　午前9時半頃

落札業者下記の順で決定との情報入手
1、安藤建設
2、住友建設
3、渡辺建設
17日夜～18日朝に町当局に事前通告済

4月23日　JV提出
4月27日　現　説
5月18日　入　札
5月25日　臨時議会　契約承認

↑投書で示されていた経過

誓　約　書

私の会社は、　　　　　　　　　　　　　　　　工事について入札参加の御指名をいただきましたが、入札に際しては事前調整とか談合など疑惑を招くような行為は一切いたしていないことをお誓いし、入札に参加するに当って後日のため誓約書を差し出すことといたします。

← 入札参加業者はこの文面にて町長宛に誓約書を提出する。パターンは昔から変らない。

その時、傍聴席からため息が・・・

この日は珍しく傍聴席が満員となった。午前から引き続き午後まで聞く人は殆どいないのが常だが、追加日程だった特別委員会設置決議案の最後まで、たくさんの方が行く末を見守っていた。多くの方から感想を頂いた。

傍聴所感

今年最後の町議会を傍聴した。いつもなら４～５名程度の傍聴席は超満員。私は固定席の間の折りたたみ椅子に着席した。当日は町より提出議案の説明と一般質問等で終始した。一般質問では、まず伊沢さんより吉田東小学校の談合問題と公民館東分館設計問題についてなされたが、町長からの型通りの説明で了解となり拍子抜けした。

次いで村尾さんよりこの４年間の総括として、教育問題から福祉、環境、行政運営など多岐にわたって質問したが、町からの返答は具体性のないものであったり、ピントがずれていたりの相変わらずであった。唯一救いがあったのは、各種委員会の構成について、今後改善に向かって努力したいとの返答だった。また、第２中学校の入札前業者決定の情報、東公民館設計のコンペ結果内定が発表前に漏れたとかで、別の業者を再入札しないで町側で決めた等についても質問したが、誰にでも理解し、納得できる説明はなされなかった。

更に不可解なことは、一般質問のあと村尾さん、伊沢さん、小池さんの３議員により出された、前記疑惑問題を解明するための、いわゆる１００条委員会設置の案について審議したが、議長より意見を求められて、賛成意見を小池さんが表明、反対意見表明者は一人も無く当然採択されるものと思ったが、次の起立採決では賛成者は４人のみで不採択となった。隣席の女性が「こんな議会なんか馬鹿らしくて聞いていられない」と立腹して退席した。反対なら何故堂々と、こういう理由で反対だと意見を述べないのか？できないのは何故か、何かあるのではないかと思うのは私だけだろうか。つくづく考えさせられた一日であった。

―― 祇園5丁目　高　橋　均 ――

１００条委員会の提案では皆起立すると思った。こんなではしょうがない。この町はどうしようもないのか！あたりまえのことが通らないなんて、頭にきた。これから町を質そうとしている時に、全く呆れてしまう。何で反対するのか理由を聞きたい。金が動いているのかとすら思ってしまう。

―― Ｅ．Ｓ（談話） ――

もうずいぶん前にみた映画に、「闇のなかの魑魅魍魎（ちみもうりょう）」という映画があった。ずいぶん前のことなので、監督・俳優の名前もストーリーも忘れてしまっていた。しかし、今回議会を傍聴し、村尾議員ほか２名が提案した「１００条委員会設置」に関する案が反対討論もなく否決されたのをみて、何故か突然この映画の題名だけが浮かんできた

国語辞典によれば「魑魅魍魎」とは、様々の化物とある。今の町議会は、まさに魑魅魍魎の跋扈（ばっこ）する闇といってもいいだろう。

なぜなら、町民から負託された（もっともそんな認識はないのだろうが）町政に対する監視機能を、何の理由も述べずに否決し、それが当然という顔をして恥じない議員の姿勢は、もはやこの世のものとは思われないからだ。「赤信号みんなで渡れば怖くない」と誰かが言っていたが、臭いものに蓋をする行為の共犯者に成り下がるような、こうした魑魅魍魎を議会に送り出している我々もまた、恥を知らなければならない。さいわい来年は町議の改選期、恥を知る選挙民は、これらの魑魅魍魎を議会から追い出す絶好のチャンスだと考える。

—— 下原　島田晴夫 ——

朝日新聞 H7.12.14

別の談合疑惑 問題を審議

南河内町議会

南河内町の十二月定例町議会が十三日開会し、町立小学校の給食室などの設計に絡んで二設計業者が談合の疑いで逮捕された事件に関連して、別の談合疑惑の問題が審議された。町内ではかねてから、町中央公民館東分館の設計委託と町立南河内第二中学校の建築工事入札について談合のうわさがあったことから、調査を目的とした百条委員会の設置が議員提案されたが、反対多数で不採択となった。

公民館東分館の設計委託をめぐっては、事務レベルで内定していた業者が決定直前に不自然に変更されたと指摘されているが、坂本信次町長は「内定業者の名前が外部に漏れたので、業者を変えることで（情報を漏らした）職員に反省を求めた」などと答えた。

また、南河内第二中の建築工事入札の前に談合情報があったとの指摘に対し、園部孟助役は「業者に事情を聴き、談合はないと確信して入札した」と答えた。

あいた口がふさがらないというのが、正直な感想である。多数はいつも正しいのだろうか。民主主義のこの原理が正常に働いた結果だとはどうしても思えないのだが・・・・

吉田東小学校給食施設工事の設計委託をめぐって談合があり、隣町の2業者が逮捕された。中央公民館東分館の設計業者を決めるコンペでも、一夜にして内定業者が変更になるという変な事があった。変更して決まった業者は、先の談合事件で逮捕された業者だったという。以前から町内に公的施設ができる度に、疑惑のうわさが絶えない。村尾、小池、伊沢栄一議員諸氏は、調査特別委員会（百条委）を設け、きちんと調査しようじゃないかとの提案を、12月13日、定例会で行ったが、４：１２（欠席者1名と議長含まず）で否決された。

談合や、理由に説得力のない内定業者変更が起こっているという事実は、そういう事のしやすい環境を誰かが作っているという事である。町の施設を作るお金は、住民が一生懸命働いて納めている税金だ。住民からあずかったお金

を住民の代わりに運用するわけだから、運用を任された方は自らを厳しく律する気持ちを持っていただかなければならない。一部の者に有利にことを運んではいけない。そうしたことには、積極的に百条委を設置して真相を明らかにすべきであった。私たち住民には、「何かがおかしい・誰かがずるい」という釈然としないものだけがのこった。

こういった疑惑を前にすると、もう新住民も旧住民もないのではないか。力を合わせて、真に住民のための町政を取り戻さなければとの思いを強くした。

—— 祇園2丁目　磯辺香代 ——

H7.12.14 下野新聞

百条委設置を否決

設計談合事件 南河内町議会

南河内町が発注した同町吉田東小学校の給食施設工事の設計委託をめぐる談合事件や、町中央公民館東分館の設計業者を決めるコンペ疑惑などを受けて提案された地方自治法一〇〇条に基づく調査特別委員会の設置案が十三日、同町議会で反対多数で否決された。

本会議では村尾光子町議が提案理由を説明した後、賛成討論は行われたが、反対討論がなかった。しかし採決では出席十六人の議員のうち、賛成に回ったのは四人。傍聴席からは「議会は行政の監視機能を失っている」などの批判が上がった。

また、この日の一般質問では、同分館設計コンペの内定業者が翌日には一転、談合事件で逮捕された業者に決まった疑惑について坂本信亥町長は、「内定業者の情報が漏れた。公務員としての守秘義務の欠如の結果であり、反省を求めるため（変更の）断を下した」などと述べた。

H7.12.14 読売新聞

100条委設置を否決

談合で南河内町会

南河内町立吉田東小の給食室の増改築の設計をめぐる談合事件に関連、十三日、開かれた同町議会で村尾光子町議らが真相究明のための百条調査委員会設置を提案した。しかし、採決の結果、賛成四、反対十二で否決された。

村尾町議が伊沢義雄議長に提出した「入札事務の調査に関する決議案」は同町立中央公民館東分館の設計と町立第二中学校の建築工事に関する入札の事務に関して、入札事務調査特別委員会を設置し、実態把握と原因究明して改善の方法を検討するよう提案するもの。

事実は何だったのか…。そこを知りたい、これだけの要望がなぜ通らないのだろうか。

真実を知りたい…。この住民の気持ちを代弁するのが議会であるはずなのに、「くさいものに蓋」をして終わってしまった。

調べられては困ることが議員側にもあるのだろうか、かえって余計な詮索が働いてしまう。

常識が常識として通らないところ、談合疑惑と共に議会への不満と不信感が残った今回の傍聴だった。

そして、議会内で起こっていることが、密室の出来事にならないよう改めて傍聴の大切さを認識させられた。

荒井　英子

唖然として開いた口が閉がらない。

議会は最大の任務である行政に対するチェック機能を放棄した。

あきれた体たらくだ。何をか言わん！！

—— X生 ——

「〇〇議員に挨拶をしないと町の工事はとれない」「町には町長が2人いる」等、大変憂慮すべき噂が絶えない中での今回の談合事件の発覚である。また、新聞報道の通り、かなり信憑性の高い数々の疑惑の情報を耳にしており、今回の司直の目は町行政に向けられていると言わざるを得ない。こうしたなかで、執行部はどのように襟を正すか、議会はどのように真相を解明しようとするのか、大きな期待と興味を持って今回の傍聴となった訳でありますが、結果は正に逆であり、失望で愕然たる思いである。

執行部は、まず「誠に残念である」と言うのみで他人事のようであり、自らの責任と反省が感じられない。第2中学校の入札についてはある議員から事前に請負業名が決まっているとの忠告があり、結果はその通りであった事実があり、議会でも指摘された経過があるにも拘らず、「単なるうわさを取り上げる訳にはいかない」と言うのでは、執行部に真相解明の姿勢は微塵も感じられず、ただ、ただ、事の発展をひた隠そうとしているとしか受け取りようがない。また、東分館の設計業者選定コンペについては「選定業者が事前に漏れたので職員の反省を求めるため業者を入れ替えた」とのことであるが、業者選定の手順を踏み町長の決裁を貰った後のことであるというのに何故業者を変更しなければならないのか、また、職員については、必要であれば規定に従って処分することによって反省を求めるべきであるのに、業者を変更することが何故職員に反省を求めることになるのか、疑問が残るばかりである。

一方、議会の最大の使命は監視機能であると思います。すなわち、執行部の行政執行に対して是は是、非は非として町政が過ち無きように正していくことだと思います。従って、今回のような事態に対しては徹底した調査をして、真相を明らかにすることが議会としての当然の任務であり、それが町民の負託に応えることであり、その手段としての100条委員会の設置を僅か4議員の賛成で否決したことは、まさに議員がその職務を放棄したものと言わざるを得ないし、このような体質そのものが今回のような疑惑を生む背景になっていると言わざるを得ない。しかも、理路整然とした村尾議員の提案理由の説明があり、賛成討論があったにも拘らず無言のまま数の力で否決するということは言論の府である議会としてあるまじき姿であり、ただ、ただ唖然とするばかりである。議員諸侯の猛省を促したい。 —— 吉田地区　M．Y ——

12月13日、10時半~3時までの議会傍聴をして次の様な感想を持ちました。

まず、この日は村尾デイだと思いました。

なぜなら、質問議員は伊沢栄一氏と村尾氏の二人だけであり、伊沢氏は談合疑惑について要領良く短く質問して終わり、あとは村尾氏が多岐に亙って色々な角度から問い質していたからです。しかし、今回は町の疑惑問題と百条委員会設置案件に焦点をしぼって欲しかったと思いました。

町長の答弁は、関係職員をかばうどころか責任をなすりつけるような響きが感じられ、最高責任者としての態度に疑問を感じました。なぜなら、万が一外部に漏れたにしても(それも決裁をしてからなら、一週間誰もが閲覧する権利が有る)それが正しいものと判断すれば、誰に何を言われようと信念を貫き通すべきですし、また、何かの理由で変更しなければならないとしたら、しきり直して再度関係職員を交えて検討すべきではなかったでしょうか。町長自身の判断理由根拠を、村尾氏は聞きたかったのではないでしょうか。

「漏らした」と無理押しすれば変更できるのだという由々しき前例を作ったことになり、それこそ信念のない行政側の態度姿勢が、皮肉にも公表されたことになります。さぞや町職員は今後誰を信用していいか、ますます仕事がしにくくなってしまうのではないでしょうか。

また、続いての百条委設置案について、村尾氏はよくぞ提案してくれたと思いました。他町村では幾つかの例があり、我が町ではどうしてこの動きが出ないのだろうと歯痒い思いをしていたからです。提案理由、手続き方法、費用等まで詳しく説明され、初めて聞いた私にも良く理解できるものでした。

賛成議員は小池勝市氏、早川進氏、伊沢栄一氏だけで、他は無言で否決の方へまわりました。改選期真近で自分自身のためにも、議会の職責としても、どうして賛成できなかったのか不思議でなりません。この町に正義は失くなってしまったのかという落胆と失望が傍聴席に流れ、夫々、何とかしなければという思いをしながら散会していきました。

いつか真実は日の目をみるに違いありません。が、まず次の選挙には信念のある正しい識見を持った議員を選ばねばという思いを改めて強く持ちました。

―― 薬師寺　E. ――

注目の議会だけに緊張して傍聴席に着いた。

先ず、これまでの議会で質問等皆無と聞いていた古参のA議員が、現在町民の最も関心の高い問題点について質問をされたことの驚きであった。それに対するあっさりとした答弁に、一瞬「やらせ」ではないかと思ったほどである。

しかし、午後の百条委設置賛成の数少ない4名のうちの一人であることの結末に納得すると共にA議員を高く見直した次第である。

また、村尾議員の確かな視点と広範にわたる本町の抱える問題点について

の勇気ある質問説明はすばらしく頼もしかった。

残念であったことは各議員の考えと、積極的かつ建設的な発止の応酬を期待したが、それは空しいことであったし何とも精気の感じられない雰囲気であったことである。

特に百条委設置の提案に対する賛成意見１名のみ、一言の反対意見もなく即決とは如何なものかと首をかしげたのは傍聴者だけだったのだろうか。疑惑が持たれているならなお更百条を生かし誠意を示すべきではなかったのではないだろうか。

今議会は更に疑惑を拡大したに他ならない。勇気ある賛成議員の誠実さに拍手をおくり、今後の本町浄化を期待して止まない。町民の目はふし穴ではない。正しく見つめている目が町内外に多々あることを付け加えたい。同時に町民の代表として清潔な識見と信念をもつ人を選出すべく、町民ひとりひとりが町政への関心を高めるよう研鑽を積む要を感じさせられた傍聴であった。

—— 傍聴者　B ——

下野新聞

THE SHIMOTSUKE 1995年(平成7年)12月17日(日曜日) 第1社会 (2)

恥ずかしい!!

町民から不信の声

「圧力」示唆する議員も

南河内町の公共工事の設計委託をめぐる談合事件の摘発を受けて、定例町議会に上程された地方自治法一〇〇条に基づく調査特別委員会（百条委）の設置案が、反対討論がない中で否決された。「議会独自でなぜ調べようとしないのか」と否決そのものに対する批判もあるが、むしろ「なぜ論議をしない。反対には反対の理由があるはずだ」と反対理由を主張せずに、沈黙した議員の姿勢を問題視する町民の声の方が強いようだ。

設計談合事件 南河内町議会

「百条委設置」否決したが…

反対の議論 なぜしない

百条委の設置案が上程された十三日の定例町議会には、三十二の傍聴席に町民ら三十六人が詰め掛けた。町総務課によると、定例議会は五、六人の傍聴が普通で、それだけ今回の問題に対する関心の高さをうかがわせた。

百条委設置の議案上程後、議長が反対討論を求めたが発言はなし。賛成討論で一人の議員が賛成意見を述べ、傍聴席ではだれもが可決を疑わなかった。ところが、賛成で起立したのは十六人中提案した三議員と賛成意見を述べた一人。残り十二人は座ったままで、あっさりと否決になった。

閉会後、反対に回ったある議員は「反対討論をやってもやらなくても結果は見えていた。なれ合いなんですよ」と打ち明けた。やはり起立しなかった議員は「いろいろあって…。本心は賛成したい人もほかにいた」。二人は事前に何らかの圧力や、打ち合わせがあったことを示唆した。

全く驚き！

こうした事態に宇都宮大学教育学部の金田耕一助教授（政治学）は「議会政治は『見える』というのが前提。議決に至る過程やものの見方を、表現する場が議会である。それがないなら、議員は必要ない」と厳しく指摘。「結果が見えていたということ自体、議会が機能していない」と分析する。

「議会は議決の場というより、討論を重ねる場と考えるのが正しい」（金田助教授）。町民が今回の議会や議員の対応に不信感を募らせ、怒りを覚えるのは当然かもしれない。

何とも空しい議会だった。調査の結果、行政側に問題がないことが明らかになれば安心できる筈だ。『いろいろあって…』討論もできず、調査もできないなら本当に議員はいらない。何のしがらみもない新しい議員がどんどん出てほしい!!